

★平成29年度 インフルエンザ予防接種のお知らせ

この予防接種は、個人の感染予防、重症化予防など、健康管理をしていただくのが目的です。このインフルエンザ予防接種を希望される方は、表面と裏面をよくお読みいただき、お受けください。

【対象者】

- 小浜市に住民票を有する満65歳以上の方および接種期間中に65歳になられる方。

昭和27年12月31日までに生まれた方

- 満60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス等、重い病気のある方(身体障害者手帳の内部障害1級程度)は健康管理センターへ申し込みが必要です。

【接種医療機関】 **裏面**をご確認ください。

【接種期間】

平成29年10月16日(月)～平成29年12月31日(日)

- 医療機関により、接種開始時期や終了時期が若干異なる場合があります。また、接種期間内であっても、医療機関の休診日に接種する事は出来ません。事前に医療機関にご確認・ご予約の上、日程に余裕をもって接種してください。
- 接種期間を過ぎてからの接種は、公費負担はできません。
- 今年度、肺炎球菌感染症予防接種の対象となっておられる方(5月に通知が届いた方)については、インフルエンザと肺炎球菌感染症で、接種可能な期間が異なりますのでご注意ください。インフルエンザの接種可能期間のほうが短いです。

【医療機関へ持っていくもの】

1 個人負担金 **2,200円**

※生活保護受給者の方は0円です。

※ただし、市外の医療機関で接種された場合、2,200円や0円でなく、それぞれ追加で負担が発生することがあります。

2 予診票(おもて面:薄紅色、うら面:しろ色)

- 必要事項を必ずご記入の上、医療機関にご持参ください。
- 署名欄は、自筆でご記入ください。
- この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。接種終了後は、子ども未来課(健康管理センター)で適正に保管し、接種履歴の管理および皆様の健康維持・増進および市の公衆衛生推進に使用させていただきます。なお、個人情報については予防接種委託先の医療機関と適正な管理について契約を交わしております。予防接種に際しては、このことに同意の上、接種を受けてください。
- 予診票の一番下は予防接種済証になっています。接種後に医療機関で受け取り、大切に保管してください。

3 その他医療機関が必要とするもの(保険証・お薬手帳など)

※必要なものの詳細については、接種のご予約時に医療機関にご確認ください。

【！注意していただきたいこと！】

インフルエンザ予防接種は、絶対に受けなければならないというものではありません。あくまでもご本人が、インフルエンザ予防接種を受けたいと意思が伝えられる方のみが対象です。

ご本人の接種希望が確認できない場合は、ご家族が接種を希望されても公費負担はできません。

1 予診票の「署名欄」は、必ずご自身でご記入ください。

2 インフルエンザ予防接種1回目のみが対象です。

3 インフルエンザ予防接種を受ける前、また後に、他の予防接種を受ける場合は、接種間隔が必要です。接種医師に相談してください。

4 予防接種を受けた後、注意していただきたいこと。

- 入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこすことはやめましょう。

- 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。

- 接種当日は、いつも通りの生活をしてかまいませんが、副反応の多くは24時間以内に出現します。激しい運動や大量の飲酒は避けて、体調に注意しましょう。

- 副反応は、予防接種と同時にほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。副反応が現れたら、医師の診察を受けてください。



裏面もお読みください

裏面

【インフルエンザとは】

インフルエンザウイルスにかかった人が咳やくしゃみをすることにより、ウイルスが空气中に広がり、それを吸いこむことによって感染します。

通常の風邪とは異なり、高熱、頭痛、全身症状が現れ、併せて、咳、鼻水、のどの痛み等の呼吸器症状が現れます。

特に高齢者が感染した場合には、肺炎等の合併症を引き起こす確率が高く、死に至ることもあります。

【インフルエンザワクチンの効果】

- ・インフルエンザ予防接種が高齢者の発病防止に有効であると確認されています。
- ・予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、また、十分な効果を維持する期間は約5ヵ月とされています。

【インフルエンザワクチン接種の副反応】

- ・注射部位が、赤く腫れたり、痛むことがあります。
- ・発熱、悪寒、頭痛、全身がだるいなどの症状がでることがあります。
- ・その他に、じんましん、けいれん、呼吸困難、運動障害、意識障害が現れることがあります。

【予防接種を受けることができない方】

- ・熱のある人、また急性の病気で薬を飲む必要のある人
- ・予防接種を受けた後、約30分以内に発汗、全身じんましん、嘔吐、息が苦しいなどのアレルギー反応がでたことのある人
- ・その他、医師が不適切な状態と判断した人

【予防接種による健康被害が起こった場合】

予防接種法に規定される方法（定期接種）で予防接種を受けた方で、副反応により医療機関での治療が必要になったり、生活に支障をきたすような障害が残ったりするなどの健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によるものか別の要因によるものかを国の審査会で審査し、予防接種による被害であると認定された場合に、補償を受けることができます。

事前の申請なく指定された医療機関以外で接種されたり、必要な書類を出さずに接種されると、全額自己負担となる場合があります。かかった費用を後日お支払いすることは出来ませんので、ご注意ください。

【接種医療機関】

いちせクリニック	53-2415	とむらクリニック	0770-45-3022
小津外科医院	52-0072	レイクヒルズ美方病院	0770-45-1131
木村医院	53-1260	くまがい内科クリニック	0770-21-2501
しんたに医院 (千種)	53-1751	猪原病院	0770-22-3558
しんたにクリニック (駅前町)	64-5321	敦賀温泉病院	0770-23-8210
杉田玄白記念公立小浜病院	52-0990	つるが生協診療所	0770-21-0176
田中整形外科医院	52-6868	至捷会木村病院	0776-73-3323
田中病院	56-5353	慈豊会田中病院	0776-22-8500
中名田診療所	59-0180	穂仁会大滝病院	0776-23-3215
中山クリニック	56-5588	小谷整形外科医院	0773-78-2070
中村クリニック	53-1905	東舞鶴医誠会病院	0773-62-3606
にしお内科クリニック	53-2407		
本馬医院	52-2233		
山手医院	53-5511		
吉井医院	52-0028		
千葉医院	62-2000		
山本こども診療所	62-0138		
上中診療所 (旧 上中病院)	62-1188		
嶺南こころの病院	62-1131		
永谷医院	77-0006		
堀口医院	77-3355		
名田庄診療所	67-3037		
おおい町保健・医療・福祉総合 施設診療所	77-2753		
和田診療所	72-6136		
若狭高浜病院 (健康管理センター)	72-1703		

市外の医療機関の場合、追加で自己負担金がかかる場合があります

注意！！

「記載の無い医療機関がかかりつけ医なので、そこ以外では接種出来ない」等、特別の事情がある方は、必ず接種希望日の2週間以上前に健康管理センターにご相談ください。当日急にご連絡いただいても対応はできません。

- ※ 医療機関により、接種できない曜日や時間帯がありますので、事前にご確認ください。
- ※ 杉田玄白記念公立小浜病院では、現在通院中等の方のみ接種可能です。ただし、接種できない診療科もございますので、事前に杉田玄白記念公立小浜病院までお問い合わせください。
- ※ 東舞鶴医誠会病院は、病院に入院中もしくは隣接する施設(エスペラル東舞鶴)に入所中の方のみ接種可能です。

お問い合わせ先 小浜市南川町4-31 小浜市健康管理センター (子ども未来課) TEL 52-2222